

県立社会福祉施設あり方検討

第2回専門分科会を踏まえた論点整理

3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性について

- (1) 障がいがある方も地域で普通に暮らせる形が理想であり、障がいのある方も障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県はグループホーム等の地域生活移行の受け皿の整備を促進するなど、施設入所者及びその家族の希望に沿った生活を支援するために、サービスの選択肢を準備できるように施策を推進していく必要がある。

(委員意見)

- 障がいのある方も地域で普通に暮らせる形が理想である。施設入所者やその家族にとって幸せな形が選択できるような環境整備が必要。それを踏まえて、施設を市街地に移転したり、他施設への転換を検討したりする必要がある。
- 上記下線部に反映するとともに、施設の移転等については、改築の際にあわせて検討すべきことを何らかの形で意見具申に盛り込むよう整理する。

- (2) 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育等との連携を促進する必要がある。

(委員意見)

- 郡山光風学園を視察して、聾学校の寄宿舎と共通するところがあるため、福祉と教育が連携していく必要があると感じた。また、太陽の国病院を視察し、障害者支援施設にも医療機関は欠かせないと感じたため、福祉と医療の連携も必要。

- (3) 入所者の生活の質の向上を図る観点から施設の仕様や規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、専門的なケアを充実していく必要がある。
- 修正等意見なし。